

商品券取扱事業所の皆さまへ

～必ずお読みください～

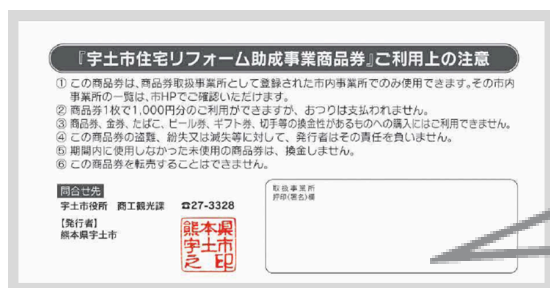
商品券の適正な取扱いや換金手続きに関する重要な内容をまとめています。
必ずご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

1 換金方法について

換金請求期間内に宇土市商工会窓口へ

「使用済み商品券」と「請求書」を持参してください。

換金請求期間については、「商品券取扱事業所の手引き」の3ページを参照ください。



商品券の裏面に
必ず取扱事業所名を記入してください。
(ゴム印可)
記入がない場合は換金できません。

2 おつり・使えない商品の注意について

商品券でおつりは出ません。たばこ、他の商品券、ビール券、ギフト券、切手など、
換金性があるものへの購入には使えません。

3 登録内容の変更について

お店の名前、住所、代表者、口座情報などに変更があった場合は、以下の書類を商工
観光課あてにご提出ください。

- ・商品券取扱事業所登録申請書
- ・変更がわかる書類

(例) 振込先の口座番号、口座名義等が分かるもの、または通帳のコピー
市内に本社・本店・支店・営業所があることを証する書類

ご不明な点は宇土市商工観光課 (TEL: 0964-27-3328) までお問い合わせください。